

金山小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

(いじめ防止対策推進法第2条より)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 基本認識

「いじめは絶対に許されない」
「いじめは卑怯な行為である」
「いじめはどの児童にも、どの学校でも、起こりうる」

いじめへの対応は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、家庭、地域、市教育委員会その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

3 いじめへの対応

(1) 未然防止

いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に全ての教員が取り組む。＜未然防止のための措置＞

① いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。

また、マイサポーターや気がかりポストを活用し、常に児童の様子を把握するとともに、金山小学校いじめ対策協議会の存在及び活動が児童に容易に認識される取組を行う。職員会議で周知を図り、

- ・生徒指導委員会やスクリーニング会議、定期的に行う子供連絡会等で、気になる児童の共通理解を図り、ケース会議を迅速に行う。
- ・ケース会議では、問題と感じる行動の情報提供、家庭環境等の背景から、いつ、誰がどのように配慮して対応するのか具体策を検討し、役割分担しながら共通認識をもって解決に当たる。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

また、児童が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動を推進する。

- ・年間を通して「いのち」「生き方」についての授業に取り組み、年に一度は学習参観を通して、全学級で保護者や地域に公開する。
- ・金山校区の豊かな自然を生かした体験活動（「ホタル」「学校田や畑」）に計画的に取り組み、地域との絆を深め、愛着と誇りを育む活動を行う。

③ いじめを生まない集団づくり

- ・いじめの加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感等が過度のストレスとならないよう、射水トライアル3点セットを活用して授業改善に取り組む。自尊感情を育む課題設定や振り返り活動の充実を図ることで、一人一人を大切に「分かった・できた」を実感することのできる授業づくりを進めていく。また、学級や学年等の人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。
- ・教室では、様々な意見を自由に言い合える雰囲気づくりを促し、「いろいろな人がいるからこそ自分が成長できる」と思えるように働きかける。

④ 自己有用感や自己肯定感を育む

全ての児童が「認められている、満たされている」という思いを抱くことができるよう、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるように努める。

また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会等を積極的に設けるようにする。

- ・あさがお言葉・行動の推進に努め、委員会で話し合い決めた活動を基に児童が主体的に活動することを通して、全校児童の実践意欲を高める。
- ・児童会の活動や、全校での活動において、児童のチャレンジを促したり、他者とよく関わることができるようにしたりすることで、その喜びを感じることができるようにする。
- ・登下校、清掃、運動会の色団、全校ランチ等、小規模校のよさを取り入れ、随所に縦割りグループを導入する。少人数で互いによさを認め合い、頼り合える関係づくりを推進する。

⑤ 児童自らがいじめについて学び、取り組む

児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

また、児童に対して、傍観者とならず、金山小学校いじめ対策協議会への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

「いやがらせ」や「無視」といったいじめの芽となる行動について、それほど悪いことではないという認識がある児童に対して、新聞記事や絵本等の具体的な場面から辛く苦しい心情に気付かせていく指導を心がける。

(2) 早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

<早期発見のための措置>

① 定期的なアンケート調査、教育相談

- ・毎月一回「教えてね、聞かせてね」アンケートを行い、それを基に個人面談を実施し、児童の悩みや迷いに早期に対応する。

② 定期的な個人面談（教育相談）

- ・教育相談の場を確保し、個人面談や個人学習指導に適した環境を整える。
- ・C4thの「いいとこみつけ」に児童の気になる言動、各教員が気付いた児童のよい行動を記入する。記録を累積し、情報の共有化を図ることで日常の生徒指導に役立てる。

③ 家庭、地域との連携（情報収集）

- ・「金山っ子を守り育てる会」や放課後学童保育「金山こぼと学級」等、地域諸団体と連携して児童を見守る。

④ 「困った、助けて」といつでも言える場

- ・マイサポーター制度や学校外でのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、市家庭教育専門支援員、市子育て支援課母子自立支援員等を積極的に活用し、専門的な目で児童の成長や変容を捉え、学校と連携して継続的に見守る。

(3) 早期対応

発見・通報を受けた場合には、速やかに当該いじめに係る情報を報告し、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、組織的な対応につなげる。

<いじめに対する措置>

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。毅然とした態度で、教職員が共通の認識で対応する。
- ・「いじめ事案初期対応」実践フローチャート（指導の重点p101）を活用する。
- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・いじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに情報を報告、共有する。必要に応じて「金山小学校いじめ対策協議会」を開く。
- ・「金山小学校いじめ対策協議会」が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行う。事実確認の結果は、被害・加害児童の保護者に迅速に連絡し、校長もしくは教頭が市教育委員会に報告する。

② いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。
- ・児童の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分留意する。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられている児童の安全を確保する。
- ・必要に応じていじめた児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・状況に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門家との連携を図る。

- ③ いじめた児童への指導又はその保護者への助言
- ・いじめたとされる児童から、事実関係の聴取を行う。
 - ・いじめがあったことが確認された場合、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
 - ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - ・いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
 - ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらには出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
 - ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考える。
- ④ いじめが起きた集団への働きかけ
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
 - ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
 - ・全ての児童が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。
- ⑤ インターネット上のいじめへの対応
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
 - ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
 - ・デジタルシティズンシップ教育を進めるとともに保護者への理解を図り、未然防止に努める。
- (4) 再発防止
- いじめが解消している状態（いじめられた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続し、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる状態）に至った上で、児童が真にいじめ問題を乗り越えた状態とは、加害児童による被害児童に対する謝罪だけで終わるものではなく、被害児童の回復、加害児童が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。
- <再発防止のための措置>
- ① いじめられた児童又はその保護者への支援
- ・継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
 - ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。
- ② 十分な効果を上げることが困難な場合
- ・いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。
- 4 金山小学校いじめ対策協議会
- (1) 構成員
- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学級担任、養護教諭、心理・福祉等の専門的知識を有する者（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等）
 - ※必要に応じて、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー）や弁護士、医師、警察官経験者等を追加する。
- (2) 役割
- ・基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・校内研修による教職員の共通理解や意識啓発
 - ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・いじめ事案への対応（児童や保護者への意見聴取、市教育委員会その他関係機関との連携等）
 - ・いじめに関する相談窓口
 - ・いじめ問題等に関する指導記録の保存
 - ・学校評価による基本方針の見直し

5 家庭や地域との連携

児童の健やかな成長を促すために、PTAや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域と連携した対策を推進する。

<連携のための措置>

- ・学校基本方針を公表し、基本方針等について地域や保護者の理解を得るように努める。
- ・地域や家庭に対して、学校通信等を通じて、いじめの問題の重要性の認識を広める。
- ・いじめが発生した場合、家庭訪問等を通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- ・ネット上のいじめに関連して、携帯電話やスマートフォン、携帯音楽プレーヤー、携帯型ゲーム機、デジタルカメラ等を使った事例を紹介するなど、ネットの危険性についての理解を深める啓発活動を行う。
- ・小杉南中学校区健全育成会議を設置し、小中学校の事例や取組等を共有し、学校間の連携の充実を図るとともに、いじめ防止等の対策が地域において一体的に行われるように努める。
※危機管理マニュアルP21参照